

# PCB 廃棄物等の事故対応マニュアル



## 事業者の皆さまへのお願い

【使用中の PCB 機器類または保管中の PCB 廃棄物について】

- ①定期的な点検 ⇒ 異常がないことを確認
- ②異常発生の場合は ⇒ 直ちに応急措置を講じる

豊橋市環境部廃棄物対策課まで通報

令和3年5月

豊橋市環境部廃棄物対策課



# 1. PCB 廃棄物を保管中の事業者の方は、特別管理産業廃棄物保管基準を遵守してください。

保管基準の具体的な例 (PCB 廃棄物処理に係る東海地区広域協議会パンフレットより引用)

## 【保管場所】

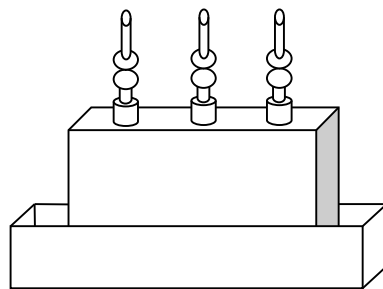
- 屋根及び囲いのある建屋内で保管

## 【表示】

- 下記の要件を満たした掲示板
  - ・ 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨
  - ・ 保管する特別管理産業廃棄物の種類
  - ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名及び連絡先

## 【飛散、流出及び揮発防止】

- 飛散・流出防止のための蓋つき金属製容器・受皿で保管
- ひび割れや継ぎ目のないコンクリート床または樹脂コーティング床上で保管
- 著しく高温となる場所では保管しない。



受皿の設置例

特別管理産業廃棄物保管場所	
1. 特別管理産業廃棄物の種類	PCB 廃棄物
2. 管理者の氏名・名称	
3. 連絡先	

60cm

保管場所の表示例

## 2. 特別管理産業廃棄物管理責任者の役割

PCB は難分解性や生物濃縮性が著しく高い物質であり、ひとたび環境中に放出されると人の健康または生活環境へ大きな被害をもたらします。特別管理産業廃棄物管理責任者は、事業場における PCB 廃棄物の管理・処分全般にわたる業務を適切に遂行する必要があります。PCB による異常を防止するためにも、特別管理産業廃棄物管理責任者は、下記の事項の管理を徹底してください。

- ① PCB 廃棄物の保管状況の把握
- ② 緊急時における対処
- ③ PCB 廃棄物処理計画の立案

また、PCB 含有機器を使用中の事業者の方も、PCB 含有機器を管理する責任者を決めておくことが望ましいと考えられます。

### 3. 事業者の方は、保管中の PCB 廃棄物や使用中の PCB 含有機器に異常がないことを、定期的に点検してください。

保管中の PCB 廃棄物または使用中の PCB 含有機器（以下、「PCB 廃棄物等」と言います。）に含まれる PCB による環境汚染を防止するためには、これらの機器に腐食や PCB 油の漏えい等の異常がないかを確認することが非常に重要です。

- ① 使用中の電気設備に触れるなど誤った取扱いをしますと、感電や火災等の事故につながる場合があります。点検は、必要に応じて電気主任技術者などの専門的知識を有する者、または専門機関の指導の下に実施してください。
- ② 年度末には、必ず PCB 廃棄物等の状態を確認していただくとともに、毎年 6 月末までに当市あて提出していただく「PCB 廃棄物の保管及び処分等状況報告書」に結果を反映させてください。
- ③ ②以外にも、点検は定期的（少なくとも、半年に 1 回以上）に実施し、かつ結果を記録してください。
- ④ 点検を実施する際には、別添の「定期点検記録票」をご活用ください。  
(必要に応じて、さらに詳細な点検を行う必要がある場合は実施してください。)

### 4. 点検の結果、異常が発見された場合には、直ちに応急の措置を講じるとともに、速やかにその状況や講じた措置の概要を豊橋市に報告してください。

「PCB 廃棄物等の異常」とは・・・

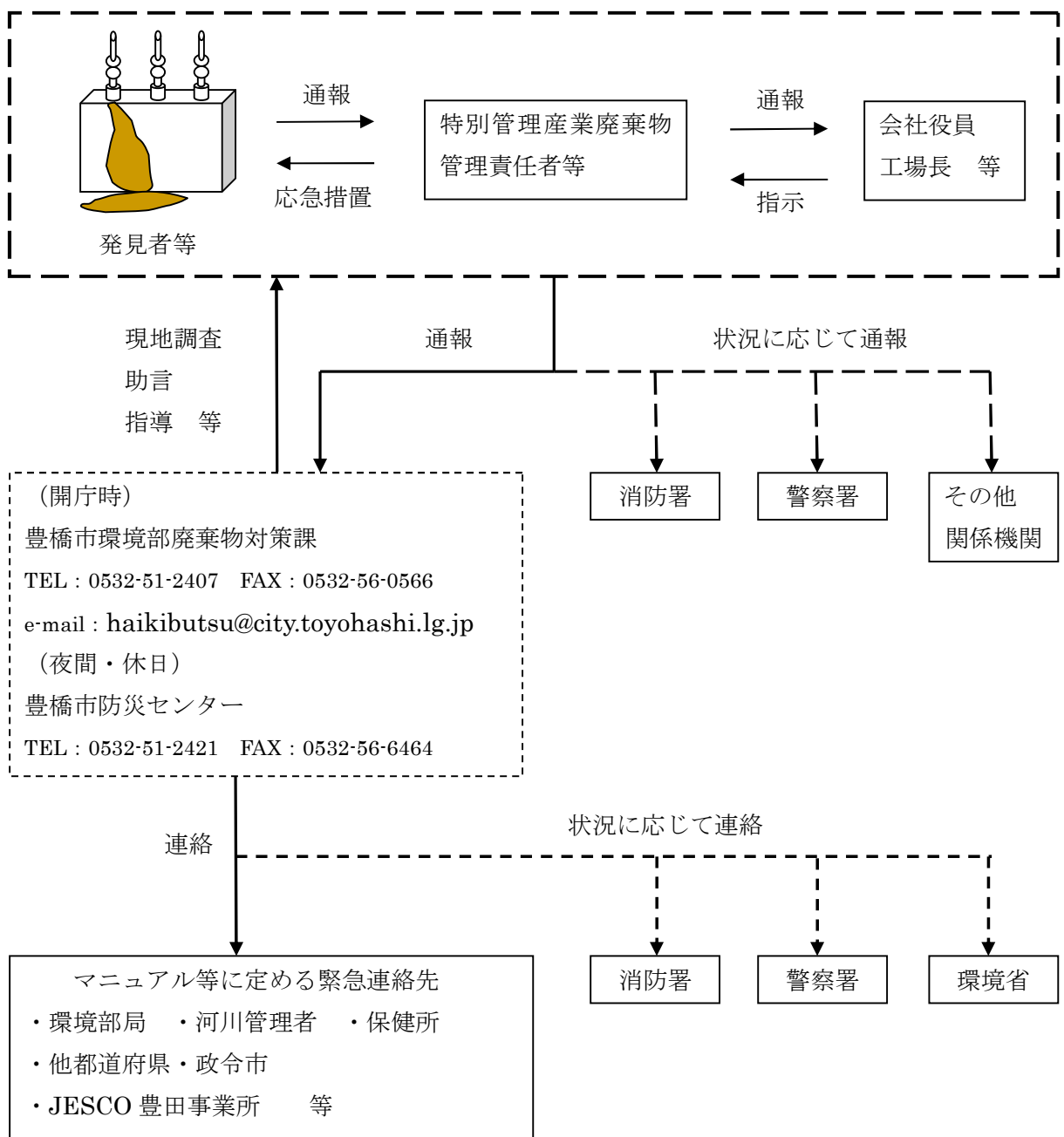
自然災害等発生原因を問わず、事業場内において火災の発生、機器の腐食、操作ミス、盗難による紛失等により、PCB が環境中に飛散または流出、あるいは地下に浸透するおそれが発生し、周辺環境保全上の支障が生ずるような事象が発生した場合とします。

異常が発生し、その結果 PCB が環境中に飛散または流出、あるいは地下に浸透した場合、またはそのおそれがある場合には、下記の点に留意して対処してください。

- 自ら、あるいは従業員その他関係者の安全確保
- 事故が起きた機器の特定
- 関係者や事故の影響が及ぶおそれがある人たちへの通報・連絡
- 応急措置の実施（付録参照）等による被害拡大の防止

また、事業者の方は速やかにその一報を豊橋市環境部廃棄物対策課まで通報してください。

- ※ 僅かでもPCBが飛散または漏洩している場合には、必ず通報してください。
- ※ PCBが環境中に飛散・流出等していない場合でも、周辺環境保全上の支障が生ずるような異常が発生した場合には可能な限り早く通報してください。
- ※ 普段より、異常時には関係者に対する速やかな通報、被害を最小限とするための対策が講じられるよう、必要な緊急連絡網や対策等を記載した対応マニュアルを整備しておくことが望ましいと考えられます。




5. 豊橋市へ通報していただきたい内容は、下記の通りです。  
通報は、まずは電話にて PCB に係る異常発生の一報を入れていただき、様式 1 の「事故発生報告書」をファックスまたは電子メールにて送信してください。

PCB に係る異常を発見した場合には、下記の内容を豊橋市環境部廃棄物対策課まで、できる限り早く通報してください。

可能であれば、ファックスまたは電子メール送信後に確認のための電話連絡をお願いします。

通報の内容

- 通報時刻
- 通報者の情報
  - 通報者の所属・氏名
  - 連絡先
  - 異常が発生した事業場名、所在地
- 事故の内容
  - 発生日時
  - 異常の内容（可能な限り具体的に）
  - 被害の状況及び周辺環境への影響の度合い
- 応急措置の内容
- 備考（関係機関への連絡状況等）



**まずは  
一報を！**

6. 災害発生時には、PCB 廃棄物等の点検を確実に行っていただくとともに、PCB 廃棄物として適切に処理してください。  
(その他の災害廃棄物と混入しないでください。)

【通報先・問合せ先】

豊橋市環境部廃棄物対策課

廃棄物対策グループ

Tel (0532)51-2407 Fax (0532)56-0566

## 付録 緊急時における対応例

保管中または使用中のPCB機器類に異常を発見した場合には、以下の要領で保管事業者が初期対応をしてください。

1. 人命を第一に考え、立入制限や避難誘導等の措置を講じてください。
2. 消防や警察、市役所及び関係者への通報、影響が及ぶおそれがある人たちへの連絡を徹底してください。
3. 異常があった機器を特定した上で、応急措置を実施し被害拡大を防止してください。応急措置を実施する際には、身の安全を十分に確保し実施してください。

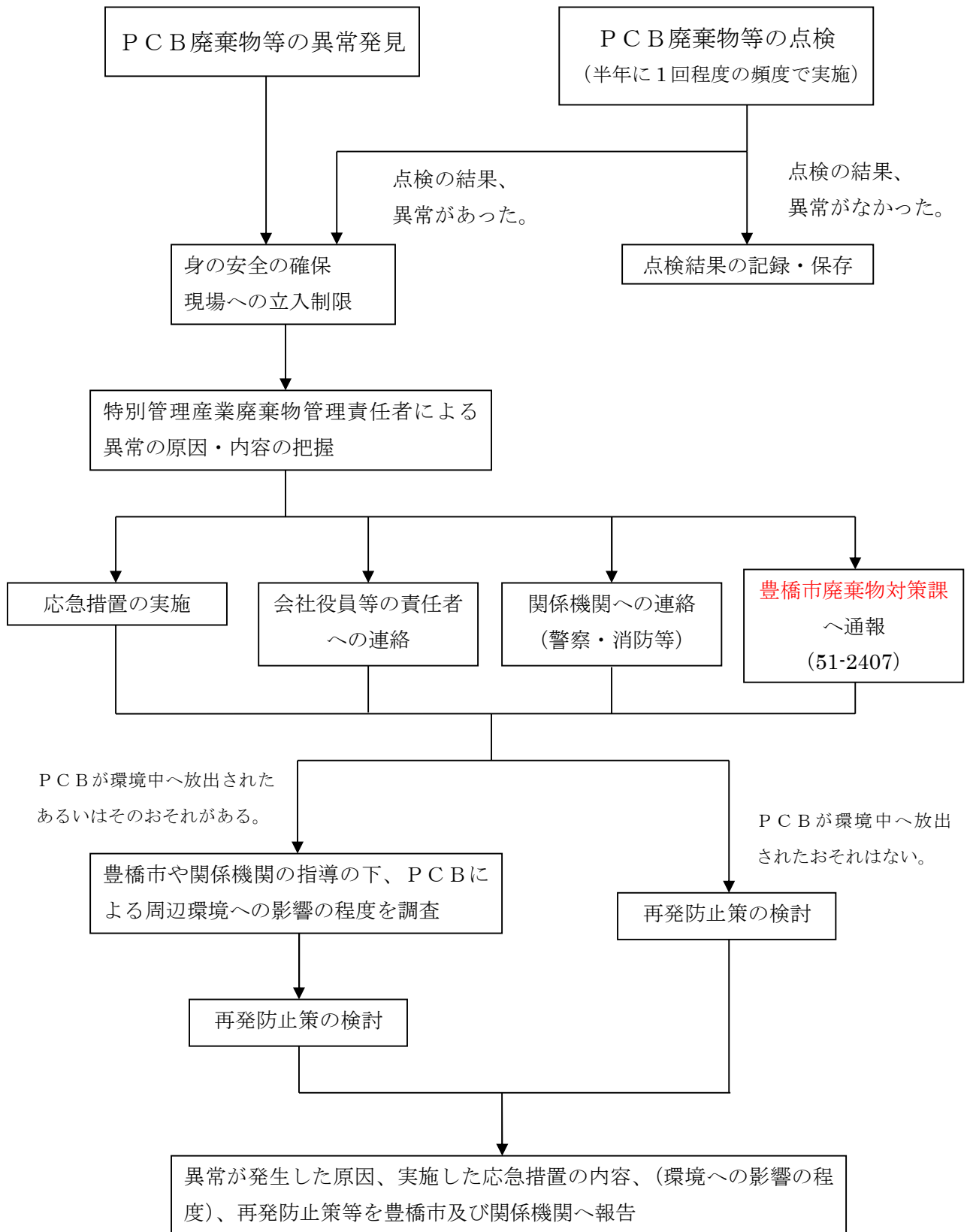
### 【考えられる応急措置の例】

火災の場合	①身の安全を最優先し速やかに退避するとともに、現場への立入を制限する。 ②速やかに消防へ連絡させるとともに、初期消火を行う。消火用泡等は可能な限り流出を防止し、適切に処理する。 ③漏えいが認められる場合は、PCBの河川への流入防止やPCBが付着した土壤の除去など、被害拡大防止のための措置を講じる。
腐食・転倒等により漏えいした場合	①身の安全を最優先し、漏えい物に触れることがないように留意する。 ②現場への立入を制限する。 ③可能な範囲で、土嚢やオイルマット、ウエスなどを設置し、漏えいしたPCBが河川へ流入または地下へ浸透することを防ぐ。土壤へ付着したおそれがある場合には、PCBが付着した土壤を除去する。 ④漏えいの程度に応じて、漏えい防止措置を講じる。漏えいをしていない場合であっても、支障が生ずるおそれがある場合には、防止措置を講ずることを検討する。 (考えられる漏えい防止措置*) <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な容器に収納</li> <li>・目止め材による補修</li> <li>・補強材・緩衝材による保護及び包装</li> <li>・液抜き（補修等が困難な場合に限る）</li> </ul> ⑤周辺環境への影響の程度について調査し、周辺環境への影響が認められる場合には、必要な措置を講じる。
紛失した場合	①可能な範囲でPCB廃棄物等の追跡・確認調査を行う。 ②警察に被害届を提出する。

※ 漏えい防止措置は、PCB廃棄物収集運搬ガイドラインまたは微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン等を参考に、経験者または有識者の指導の下で実施すること。

4. 普段より、応急措置のための保護具（耐油性ゴム手袋、保護メガネ、マスク等）を整備するとともに、定期的に訓練を実施するよう努めてください。また、法令等に基づきPCBが付着した保護具、器具類、消耗品等はPCB汚染物として、PCBに汚染された土壤は汚染土壤として適切に保管・処理してください。

# P C B 事故緊急時対応フロー





別添

## 定期点検記録票

点検日 年 月 日

事業所名

点検者

- 1 点検者は、特別管理産業廃棄物管理責任者又はその指示を受けた者とする。
- 2 点検を実施する者は、PCB によるばく露を防止するため、適宜保護具を着用すること。  
使用した保護具で PCB が付着したおそれのあるものは PCB 廃棄物として適切に処理すること。
- 3 点検項目、内容の点検結果を結果欄（良好○、不良×）に記入する。
- 4 点検結果が不良であった場合、備考欄にその内容や措置等を記載する。
- 5 点検表に基づき半年に 1 回以上実施し、これを 3 年間保管することが望ましい。

点検項目	点検内容	結果	備考
危険性の把握	PCB の毒性や危険性についての周知は十分か		
	火災、PCB 流出時または機器紛失発見時の行動要領を策定しているか		
	火災、PCB 流出時または機器紛失発見時の行動要領は作業員全員が熟知しているか		
処理計画	適切な処理計画を設定しているか		
特別管理産業廃棄物管理責任者	PCB 廃棄物を保管する事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置いているか		
掲示板	掲示板に掲げられている内容（管理者の氏名・連絡先等）に変更はないか		
関係書類	関係書類等は適切に保管されているか		
施設管理	整理整頓を行うとともに、不必要な物件を置いていないか		
	建屋や仕切りに施錠をするなどの盗難防止対策がされているか		
	地震発生時における転倒、又は落下防止策がされているか		
	壁、柱、屋根、床、窓、出入口等に異常がないか（変形、亀裂等）		
機器類	PCB 含有機器に破損、変形がないか		
	油漏れの痕跡はないか		
	電気設備に異常がないか（使用中の事業者のみ）		
保管容器	保管容器に破損、変形がないか		
	油漏れの痕跡はないか		
その他 (事業者が設定)			

様式1

事故発生報告書

通 報 時 刻	年 月 日 時 分
通 報 者	事業場名：
	事業場所在地： 豊橋市
	通報者の所属・氏名：
	連絡先 TEL：            — (    ) —            FAX            — (    ) —
内 容	発生（発見）日時                            年 月 日                            時 分
	【内容を具体的に】
	【被害の状況】
	【周辺環境への影響】
応 急 措 置	
備 考	

【受付】 ※これ以下の欄は記入しないこと。

受付日                            年 月 日                            時 分	受付者氏名
<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 来課 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他 (            ) )	(            ) )

【経過】

年月日	時刻	相手先	受信者	内容